

広島県告示第五百五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された医療機関

名 称	所 在 地
医療法人社団まりも会 八丁堀平松整形外科消化器科病院	広島市中区八丁堀四番一八号
医療法人社団まりも会 平松整形外科病院	広島市中区銀山町二番一九号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町 一〇三八番一二	平成二六年五月二二日	